

【介護職員等特定処遇改善加算に関する情報公開】

令和元年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において創設された、「介護職員等特定処遇改善加算」における算定要件である、「見える化要件」に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組みを下記に提示致します。

資質の向上

①資質向上の為の計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。

- ◎研修の年間計画を立てている。
- ◎子育てや短時間パートの従業員でも参加出来る様に、事業所へ講師に来てもらい、現場の実践に沿った研修を行っている。
- ◎自宅でZOOM研修を受けられない環境の職員へは、パソコンの貸し出しや、いつでも職場でZOOM研修を受けられる環境を整えている。
- ◎厚生労働省「職業能力評価シート」による年1回の評価とフィードバックを実施。

②資格取得の為の支援の実施

- ◎研修受講の為の休暇を付与する。
- ◎資格取得費用の一部負担を行う。
- ◎働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等実施。

労働環境・処遇の改善

①心身の健康管理

- ◎短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員の為の休憩室の設置等健康管理対策の実施。
- ◎雇用管理改善の為の管理者に対する研修等の実施。
- ◎事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制整備。

その他

①両立支援・多様な働き方の推進

- ◎職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備。

②入職促進に向けた取り組み

- ◎職業体験の受入や地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取り組み実施。

③生産性向上の為の業務改善の取り組み

- ◎高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳、下膳などの他、経理や労務・広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化。
- ◎業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減。

④やりがい・働きがいの醸成

- ◎ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気付きを踏まえた勤務環境やケア内容の改善。
- ◎地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に質する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施。
- ◎利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供。